

第2節 母子医療対策

現状と課題

1 周産期医療の推進

近年、本県では低出生体重児の出生割合が増加しており、また、乳児、新生児、周産期の各死亡率は全国より高い傾向にあります。

こうした状況の中で、いわゆるハイリスク妊婦、低出生体重児が、県内のどの地域においても高度な新生児医療等の提供を受けることができる周産期医療体制の整備を進めることが必要です。

本県の低出生体重児の出生割合

年	実数	出生数に対する割合(%)	全国割合(%)
平成2年	491	5.7	6.3
平成7年	566	6.9	7.5
平成12年	621	7.7	8.6
平成13年	635	8.0	8.8

- 低出生体重児
出生時の体重が2,500g未満の新生児

乳児、新生児、周産期死亡状況

年	乳児死亡 (1歳未満の死亡)			新生児死亡 (生後4週未満の死亡)			周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)		
	実数	率(出生千対)		実数	率(出生千対)		実数	率(率)	
		県	全国		県	全国		県	全国
平成9年	50	6.1	3.7	29	3.6	1.9	69	8.4	6.4
平成10年	24	2.9	3.6	14	1.7	2.0	61	7.3	6.2
平成11年	27	3.4	3.4	16	2.0	1.8	48	5.9	6.0
平成12年	30	3.7	3.2	21	2.6	1.8	60	7.4	5.8
平成13年	37	4.6	3.1	18	2.3	1.6	43	5.4	5.5

*出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものの千対

(人口動態統計)

2 母子医療にかかる医療機能の状況

医療機能等調査の結果、母子医療に関する主な医療機能の医療圏ごとの状況は次のとおりであり、福井・坂井医療圏へ医療機能が集中している状況となっています。

医療圏ごとの医療機能を有する病院数

	福井・坂井	奥越	丹南	嶺南	計
ハイリスク妊婦の管理分娩	5		1	2	8
循環器系先天疾患手術	3				3
脳神経系先天疾患手術	3				3
極低体重児の治療	3		1		4

(医療機能等調査)

施 策

周産期医療の推進

妊娠・出産の安全と安心を確保するため、総合周産期母子医療センター（県立病院）、地域の基幹病院、各産科医院等が、母体・新生児搬送や情報交換等の連携を図りながら総合的な周産期医療が提供できる体制を整備します。

こうした体制が円滑に機能するよう、実態把握と専門的研修等による質的向上に努めます。

【用語の解説】

● 総合周産期母子医療センター

妊娠満22週以後から生後1週未満の期間を周産期と言い、この周産期の母子に対する高度かつ専門的な医療を24時間体制で提供できる機能をもつ医療機関として県が指定する施設です。

